

して、委員長は同僚自由党所屬の本委員会委員諸氏と協力いたし、自由党に前後処置をはかりましたところ、さつとく総務会を開かれまして、自由党的な趣旨の妥当なることを了承せられ、左のごとき決議をいたされたのであります。「農林予算に関する今般の修正に漏れたる(一)健苗育成費補助(二)農業費補助(三)農協再建整備費補助(四)農林公庫の資金枠を拡大する事は次の予算に必ず計上する事」総務会、右決定（六月七日）こういう決議を経たのであります。その後右の決議の趣旨を体しまして、自由党の松野委員が民主党の岸幹事長に対し、自由党は前記の決議をなし、これが具体化につき甚力することになりますしたので、貴党においてもこれに御協力を願いたいと申入れましたところ、岸幹事長も協力する旨返答をいたされましたのであります。なお念のため理事会におきましては、民主党白瀬理事事をわざらわしまして、本委員会の趣旨を申し述べて、この自由党の決議に岸幹事長において協力せらるるやいなやを念を押してもらいましたところ、岸幹事長よりは重ねて協力方の言明を得た旨の報告を理事会に出されたのであります。以上の次第でありますので、本委員会といたしましては、さきの決議の趣旨貫徹に万全の努力を傾けたいと存ずる次第であります。

○野田卯一君 ただいまお話をございました本稻健苗育成の補助、この金額が不十分だ、また第二の点といたしましては、農業の補助金が計上されなかつた、第三の点といたしましては、農林公庫の融資のワクが少い、この点につきましては私どもといたしまして、修正案をいろいろと相談いたして、努力いたしましたが、全体の財源の関係その他からいたしまして、遺憾ながらこれらの経費をあるいは計上することができない、あるいは金額不十分で、あつたということにつきましては、まことに残念しことに存じておる次第であります。今後の機会をとらえまして、でき得る限り足らざる点の善処に努めたい、かように考えておる次第であります。

○足鹿委員 野田さんなり松浦さんによつて伺いますが、先ほど委員長からございさつを兼ねた御説がありましたが、わが農林水産委員会は六月二日に満場一致の決議をもつて、農林関係の一般に対しては三十九億六千八百万、公共事業関係については百十六億三千三百万、農林漁業金融公庫出資増額に対しては五十六億、計一百十一億

〇綱島委員長 御異議なしと認めますので、そのように取り計らいます。野田卯一君より発言を求められております。これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

九千百五十万円の増額決議をいたしました。これをただちに予算委員長あてに申し入れをいたしておるのであります。ただいま修正責任者としての御趣旨を承ることができず、ただ若干の項目について今後の所信を説明になつたばかりであります。この農林委員会においては、野田さんの御所属の自由党ももちろん満場一致の中に入つておられた。しかもこれは自由党に党籍を持たれる綱島委員長発議によつてなされたものであります。かくのごとき経過と内容を持つ重大な農林予算の増額修正に対し、予算委員会としてはどのように対処されたか、また修正責任者として本日おいでになつた御両所は、この農林水産委員会の決議を、事前にどういうふうに御検討になつたか、まただいまの修正にいかように纏り込まれたか、その経緯を一応承わりたいと思います。

これは予算委員の立場からこの修正は正式に取り上げられておるのであります。そのおぜん立てはなるほどあなたの方の方でおやりになつたかと思いますが、相当検討されたというお話をあります。にもかかわりませず、この三十二億五千万の自民両党的農林関係予算に對する増額修正を検討してみますと、その内容においては、当農林委員会においてほとんど問題にしておらなかつたような事項が新しく数項出てきておる。出でてきておるもの自体が全部間違いであるとは申し上げませんが、そういうものが出て、しかも今委員長から指摘をされ、野田さんも御意見を述べられましたようだ、たとえば健苗育成関係の補助金であるとか、あるいは農業の備蓄あるいは防除の補助であるとか、したような、何人が見ても何ら異論のあるはずのない緊急重要なこのようなものが、取り上げられておらない。そこに私どもとしては、この修正案を通覽してみますと、この間の理事会でも申し上げたのですが、何か特定の人があつて、そしてその個人の恣意性によつてあんばいされたかのごとき印象を受けます。私どもは農林水産委員会としてこの案をまとめるためには、たとえば農業委員会の補助の問題についても、河派社会党としてはこれには必ずしも異論があつた。しかし事急を要して満場一致の決議をもつて、百十六億の大削減を受けた今次三十年度予算中一番削減の多い農林関係予算に對しては、何とかこれを農村の立場からは正立場に立ちまして、忍びがたきを忍んで、この案を満場一致作つたはずであ

か何とかいうことではないに、しいた
が少しども日の目を見て
なつても、われわれの面目がつぶれて
もかまいません。かまいませんが、こ
の内容を見れば、最も緊急重要な問題
はさておいて、そうして特殊なものに
いろいろと手が伸べられている。そこ
に私どもとしては納得がいかない点が
たくさんにあるのです。そういうたった点
について、農林水産委員会の要請決議
というものの内容について、御検討の
足らない点を私は見受けざるを得ませ
ん。たとえば農業協同組合の再建整備
促進事業補助の問題について見まして
も、農業委員会の問題が取り上げられ
る限りにおいては、これは少々の異論
があつても、その公平をはかる旨からい
いましても、当然これは取り上げられ
なければならぬものなんです。それ
が一顧も与えられておらない。全くわ
れわれは解釈に苦しむものであります。
す。いわゆる日本の農政というのも
は、農業委員会の問題の片をつければ
それで片がつくのであります。やはり別
な立場から見れば農業協同組合こそま
た将来の日本の農村をしょって立つべ
く大きな健全な発達をせしめなければ
と思われるかもしけないが、やはり別
かも政府は、特別に協同組合の整備促
進法を作り、再建整備法を作つて、そ
の一連の関連として、資産を整備した
ものに対して政府がこれを取り上げる
ものでありますから、当然これは協同
組合に還元すべき性質のものにもかか
わらず、これらのこととが一顧も与えら

農林予算三十二億五千万円を増額しております。真に本年の農林予算の基になるべき点については、ほんとうに農村を思い、農民を考えるならば、こういう修正案が——金額の問題は私は言いません。もっとその本質に触れて修正について検討されるべきはすでであったと思う。私は金額の問題についてここでとやかく言ってみたところでいたし方ありませんから、多く言いませんが、そういう点から申しまして非常に遺憾の意を表明せざるを得ません。具体的にどういう事情で、ただいま委員長が指摘され、私も指摘をいたしましたような重要な問題に対する考慮を払われなかつたか。その検討の経過をもう少し詳細に承わらなければ、私は了承することが困難でございます。

いそでは振れぬということになりまして、皆さん御要求にはごもともな点が多くあり、日本の農政上また食糧増産上欠くべからざるものとは思つておりましたが、どうしてもないそであります。八十八億ドルの一般歳出の中において三十二億ドルを盛つておりますから、これは農政を無視したものでないということだけは御了承願いたいと思います。

資料によりますと、一枚目の上から三段目に、飼料自給經營施設費補助金として修正額が二千万円になつておるのあります。これは私どもの考えておるものとの内容と同じものでありますかどうか。この畜産技術振興そのものにわれわれは反対しておるのではない。その内容については必ずいぶん検討しなければならない点があるというのを、農林水産委員会においては、これは適当でない、トウモロコシであるとか、その他の飼料はすでに播種を終つておる、その播種を終つたものに対し補助助成を打ち切ることはおもしろくないという点で、むしろこれを飼料作物の採種圃設置補助に切りかえでいくべきだということに意見が一致しておるのであります。ところがこの説明によりますと、飼料採種圃、展示圃とのみあつて、その内容が至つてつまびらかでありません。当委員会の意のあることはそういうことについたのであります。が、御両所においては、この内容を通じて私のただいまお尋ねした点に御答弁願いたいと思います。われわれの意図するものとこれは同じ修正内容であるか、別途なものであるかと、いう点であります。

いうふうに、大蔵省の方によく申しつけであります。

○足鹿委員 展示関係は何かわかりませんが、あとでもけつこうであります。それからただいまいたいた資料があります公共事業関係であります、開拓関係のものの内容についてもう少し詳細御説明を願いたい。入植の施設の問題であるとか、あるいは開拓改良事業費であるとかいうような項目があるのみで、その内容が至つて明らかでない。たとえば飲用水の問題に対しても、拓地は非常な要請を持っておる。あるいは耐寒性の住宅建設の問題、そういう點なども得ざる問題に対しても、いろいろ熾烈な要求を持つておったようであります。が、どういうものがもらえておるか、この内容をもう少し詳しく御説明を願いたい。

○野田卯一君 今の入植の問題につきましては、入植施設補助として三千五百万円修正追加になつておりますが、その内訳は、内地が電気関係千六百万円、飲用水施設が五百万円、それから北海道は電気関係が九百万円、診療所施設が五百万円、こうしたことになつております。

○足鹿委員 項目はたくさんありますね、開拓事業とか農業機械、耕地整備、開拓実施と、いろいろあります。が、それもついでに……。

○野田卯一君 私実はこの資料をここで初めていたいたのであります、内容をよくつまびらかにしておりません。細目は現在まだ両党と大蔵省との間の折衝中のものが数多いということだけを申し上げておきます。詳しくはいずれまた印刷物等に刷つてお手元に届けられることと 思います。

○足鹿委員 それから全体を通じて、この修正案とわれわれ農林水産委員会との開きの一番大きいのは、公共事業費関係のながんずく食糧増産関係、農地の改良、拡張等の経費であります。われわれは四十一億九千五百万円を要求しております。対しまして、つかみ金の項目があります。約十分の一くらい、お考えになつておるようであります。が、この五億円の内容というものは一体どういものでありますか。先刻の委員長から指摘された点にもし補足することが許されるならば、この農地の拡張、改良関係が著しく軽微に失する私は思うのです。これは委員長の方においてさらに適当な処置をしてもらえばけつこうであります。四十一億に対しても五億といふことは、ほのかの費用が少額であるものに対しても全額あるいはその半分といふに答えられておるが、生産の一一番の基礎条件を整備し、増産をはかり、減産を防止するというような基本的なものに対しては、このような軽微なことで果してどうか、そういう疑念も一々追究すれば切りがありませんが、とにかくこの五億円というものの振り分けはどういうふうに考えられておりますか。

○松浦周太郎君 土地改良の問題が食糧増産に一番大きな役目を果すということは、お互いによくわかつておるところであります。ただいま野田さんのおっしゃるように、一応金額の折衝はいたしましたが、細目につきましては両党の政調会と大蔵当局との間で話をし合つて、さらに検討することになつております。まだこまかしいところまではいっておりません。従つて私ど

もは、ここで五億円を最も有効に使うのよい御意見がありましたならば伺つておいて、なるだけ皆さんの希望に近い方向にできればきめていきたい、こう思つております。

○足鹿委員 本年の政府関係の要求予算の中で比較的これは妥当なものだと思われる新たな費目は、小団地の開発整備であろうと思う。こういうまだその内容もこれからつかみ分けをする、

その具体的な数字も大蔵省と打ち合せしなければわからぬというような土地改良費というようなものに入れようとも、私どもには希望としては小団地の開発整備の方が、むしろこれは機宜に適した内容のものであるとも思われます。しかし項目が全然違いますから、いかんともしがたいことかと思いますが、比較的ますい本年の予算の中では、私どもはこの小団地開発整備を取り上げたことは、少くとも一步前進だと思う。これらの点について、たとい三十

二億であろうと増額をのむという場合には、農林関係の超党派の決議でありますから、少くともあなた方が政調で水産委員会の代表者である委員長を加えるとか、もう少し慎重な態度をはかられるべきではなかつたかと思う。今聞いてみると、その内容はこれから大蔵省と相談をしてきめるんだというような話で、私は驚いたのですが、そんなことでこの土地改良関係をつかみ分けてよろしいのですか。

○松浦周太郎君 この五億円のほかに、御指摘の小団地開発事業費としまして一億三千万円修正いたしておりますが、この小団地の問題は一般分の一

ページの一番上の方に載つております。

○足鹿委員 戻つておることは私もよく知つております。当委員会は四億円の増額要求をやつておつたはずであります。が、私の申しますのは土地改良五億円ということですが、これはむしろこの小団地開発の方に振り向けるべきものではなかろうか、もととやすならば、土地改良関係は相当ふやさなければおそらく割り振りがつきますまい、そりいっただけであります。が、私申しますのは土地改良関係は若干増額になつておることは私も知つております。

いろいろと申し上げれば切りがりますまい、そりいっただけであります。が、私申しますのは土地改良関係は若干増額になつておることは私も知つております。

いろいろと申し上げれば切りがりますまい、そりいっただけであります。が、私申しますのは土地改良関係は若干増額になつておることは私も知つております。

關係でよくわかりませんが、費目のないものを補正で新しく計上することは国でも困難だが、政府が補正として新しい項目なり費目を要求することは可能なんですね。たとえば農作物に対する病虫害防除補助のごときは全く落ちますか。

○野田卯一君 今お示しのように、修正の場合に新しく項目を作ると、これは極力避けたい、こういう精神で今回も臨んだわけであります。これは財政法の問題としては、政府に予算案の提出権があります関係上、新規の項目を国会において追加することはなるべく避けた方がいいというの、議会の常識のようになります。従つて将来補正等の場合におきましては、政府側から新規の項目を持ち出すのが筋であろう、私はかように考えております。

○足鹿委員 私は大体この程度で質疑を終りますが、先ほど委員長からいろいろと心境の御開陳がありました。今まで相当の時間この問題で当委員会は論議、検討いたしましたのであります。が、今後かくのごとき事態が何らかの形で誠意を持って收拾されない場合は、当委員会の今後の運営に重大な暗影を与えるということだけは、私どもはっきり申し上げてよからうと思うのではありません。そういう点において、野田、松浦御両所とも、予算委員会を代表して、修正発議者を代表しておいであります。その点に對して私はしばしば、その点が明白でないのあります。この点に對して私はしばしばこの委員会で答弁いたしましたが、政府の見解によると、委員長もこれにこりらへまして、今後再びかくのごとき事態

にわれわれが直面することのないようになります。十分御善処あらんことを希望いたしまして、質疑を打ち切ります。

○芳賀委員 ただいま同僚足鹿委員から相当具体的に質疑が行られたわけがありますが、私は二、三の点に對しておるが、これを補正の場合等において具体的にはどういう形で取り上げられますか。

○野田卯一君 今お示しのように、修正の場合に新しく項目を作ると、これは極力避けたい、こういう精神で今回も臨んだわけであります。これは財政法の問題としては、政府に予算案の提出権があります関係上、新規の項目を国会において追加することはなるべく避けた方がいいというの、議会の常識のようになります。従つて将来補正等の場合におきましては、政府側から新規の項目を持ち出すのが筋であろう、私はかように考えております。

○足鹿委員 私は大体この程度で質疑を終りますが、先ほど委員長からいろいろと心境の御開陳がありました。今まで相当の時間この問題で当委員会は論議、検討いたしましたのであります。が、今後かくのごとき事態が何らかの形で誠意を持って收拾されない場合は、当委員会の今後の運営に重大な暗影を与えるということだけは、私どもはっきり申し上げてよからうと思うのではありません。そういう点において、野田、松浦御両所とも、予算委員会を代表して、修正発議者を代表しておいであります。その点に對して私はしばしばこの委員会で答弁いたしましたが、政府の見解によると、委員長もこれにこりらへまして、今後再びかくのごとき事態

に對する政府の、特に食管制度等を通じての期待というものは、根本的に改めたということとは、今後農業委員会に對する政府の、特に食管制度等を通じての期待というものは、根本的に改めたということとは、今後農業委員会に

対する政府の、特に食管制度等を通じての期待というものは、根本的に改めたということとは、今後農業委員会に對する政府の、特に食管制度等を通じての期待というものは、根本的に改めたということとは、今後農業委員会に

らない」ということが指摘される。これは重大な問題であると思うのです。紙代をやるとかやらぬとかいうけちな考えではなくて、なぜそれを二千五坪に修正した場合において、北海道分に対する一坪の計上も行わなかつたかという理由並びに根拠があると思うが、あなたは北海道関係だからこれはちよつと遠慮したということであるならば、これは野田さんから一つ御説明を願いたいと思う。

○野田卯一君 私は実は北海道は入つておると理解しておつたのであります。今この資料を初めていただいたのでありますて、大蔵省とも北海道が入つておるつもりで私は今まで折衝しておりますので、もしそうなつておりまするならば直させる必要があると思ひます。

○芳賀委員 それではこれは速急に正しい方向にお直しになるということを了解をいたします。

なおここで私は農林委員会の増額期待に対して意外に考えることは、この中で有益鳥獣の保護に対する費用が一項出ておる。これは当委員会においても重要性があるかないかということを検討したわけであります。各党の内輪話は避けますが、一応農林水産委員会の決議としては、政府原案に対しましてもおそらく各党においてもそれほど必要を認めなかつた有益鳥獣の云々なる経費、これはおそらく林野庁所管であるというふうに私は考えるわけであります。これがはどういうような経緯

○綱島委員長 芳賀委員に申し上げますが、この間の申し合せを私は記憶違和しておりますと、質問の順序を取り違えましたから、今の点に対する答弁だけ承わって、またあとで質問を続けて下さい。

○野田卯一君 これは森林害虫の補助金でありますが、私の記憶ではこの五百万円は有益鳥獣、クリタマバチとかスギダマバエとかいうような害虫の天敵である小鳥がだんだんいなくなつて困つておるから、対策としてそういう小鳥を保存、保護したい、こういう主張もありますしてこの金額を盛つたのであります。もちろんそれに限られたことじやなしに、ほかにも使えるると思いますが、数字の点につきましては、記憶をたどりますと、これが千九百万円くらいの数字であったのを落して五百万円にしたというふうに考えております。お説によりますと単位が違つておったようだしくのでありますから、私の記憶では千九百万円という原案が出ておつた、それが折衝の過程で落ちたものと思つております。

○芳賀委員 この一点だけを申し上げて、何か發言の順番が狂つておつたといふような委員長の指摘なので保留してあとにします。今の野田さんの御説明によると一千九百万のけたを私が間違つたように言われますが、これは実際は自由党の案の中に一千九百万あるのは実はけたが違つて百九十万であります。金額がここに修正になつたか、この点に對しても一つ今後参考になる事例でありますので、金額は非常に少いのありますけれども、御説明を願いたいと思います。

かつたのだということ、われわれは重要性は認めなかつたのですから、それくらいであれば何に使うのかわからぬけれども、というような軽い気持で一応決議の中に入れた。ですから間違つたけたといふのは、自由党自身の百九十万円が一千九百万円に間違つておつた。われわれはこれを百九十万円として確認をして決議を行なつておる。ですからそれを基礎にして五百万円という大幅な増額になつて、しかも一番大事な病虫害の防除一般経費に対しても最初大きく間違つておつたのを当委員会が直したことになりますから、その点御了承願ひます。

今度の事柄につきましては、ただ綱島委員長の御意見を取り入れるよう、にという配意で動いておったのであります。しかし若干の連絡不十分の点があります。わざわざあくまで委員長を尊敬しております。

○川俣委員 そういたしますと、これは農林委員会の決議になつておりますが、農林委員会で一つの予算修正に対する農林委員会の意向をまとめた。この農林委員会といふものは予算に対する正式ないわゆる決定機関ではございませんけれども、事農林行政に関する予算委員会に疎漏がないようにして、予算委員会に疎漏がないようになればならない。農林行政全体については、わざわざ今ある予算委員よりもっとエキスパートであるという点からいたしまして、予算委員会に疎漏がないようにならぬ。農林委員長提案でいうことでわざわざ綱島委員長提案で案がまとまつておるわけであります。これを別な案をもつて民主党に折衝されたような印象を受けるのであります。が、その点はどうだったのですか。

○野田卯一君 実はこの予算委員会における農林委員会からの申し出の取り扱いの詳細については、私は予算委員会の理事を勤めておりませんので、責任を持つてその間のことを申し上げかねるわけであります。私といたしましては折衝委員といたしまして、民主党の諸君と折衝し、かつ私が向うに示すべき案は大体自由党の政調においてまとめた。それを基礎にして折衝した。こういう事情を御了承願います。

○川俣委員 綱島氏は長老でありますならば、お

らく党の意見を無視して重議を出されただけではないと思います。これは重要なことなのであります。今後委員長を信任するか不信任に陥れるか、重要なことがありますから、議事進行ではございませんが、この際お聞きしておきます。この点はどうですか。

○野田卯一君 先ほど申し上げましたように、われわれとしてはあくまで委員長を尊重しておるということは申し上げた通りであります。

○川俣委員 尊重しておるということになりますと、これは政調会の意見とあなたの方の出先機関である委員長の意見と二通りあるということになります。この点はどういうように調整されるのでありますか。

○野田卯一君 これは私の受け持つた範囲では、党の代表として民主党と当ったわけでありまして、党のまとまつた意見というものを政調でとりまとめて私たちに渡すということになつております。そこで委員長の御意見も、もちろん政調に移つて来ており、また直接にも断片的には承わつておりましたが、まとまつてはもちろん政調にもこれが通告されておりますし、予算委員会を通じて私ども予算委員会にそれがそれを受け取つて、それをまたこれが予算委員会に出たとすれば、予算委員会を通じて私ども予算委員会の理事がそれを受け取つて、それをまた党内の政調に移つて、そこでそれをまとめ上げてわれわれにこういふふうにやれといふふうになつてくる筋合いのものではないかと思つております。

○川俣委員 しつこく聞く、ようですが、それでは綱島委員長は自由党の政調の意見と違つた意見をはかれただけでありますか。

○野田卯一君 違つた意見をはかれただけではないと思います。これは重

に非常に大きな寄与をするものであることは、自由党といい歴代との内閣といえどもこれを認めてきたのであります。ところが今度わざかに五億より増額されてない、しかも一昨年、昨年と漸次この予算が災害が起きた場合には犠牲になり、だんだん減ってきている。そこでこれを元のように戻さなければなりません。ところがこの方はわずか五億だというのは、必要性がなくなつたためですか、どうなんですか。

○野田卯一君 土地改良費の数額が少いということについては私も同感でありますて、ぜひとももつとらんとふやすべきだと思いますが、全体のワクに縛られまして——いろいろ各項目みなどうも必要なものが多うございますから、原案から見て五億というものを奮発せられた、今から見れば非常に不十分だと思ひますけれども、その点はひとつ御了承を願いたいと思います。

○川俣委員 金額が抑えられておるといましても、その抑え方が違うと思うのです。たとえばこれはお尋ねしますけれども、農業委員会に対しして補助を出される、ところが昨年農業委員会法が改正になりました、法律によつて今までの行政補助機関であつた任務が並通の民間団体に変えられたわけです。しかもこれは自由党、民主党提案によって変更になつております。従来委員会の活動部分が減ったということです。従つて政府の提案を見ますと、今度予約買付制度になつたために農業の農業委員会と異なるわけでありまつて、いわゆる行政補助機関としての任

務でなく、一般団体としての補助金の方へ回したというのと、大体今までの政府の答弁であつた。今度これに從来通りに近い予算をとられたということは、もう一へん性格を変えるといふ意味で予算を充実されたのであります。この点は重要な点ですから……。

○野田卯一君 これは先ほど松浦さんからもお話をあつた点であります。われわれとしてはこの農業委員会の経費の財源を確保する必要がある、それには地方交付税交付金、そういうものの中に入れてあるということでは安心がならぬ、農業委員会をしてほんとうに機能を發揮させるために、これに対する補助金は全部それとして明記して掲げて、その活動の全きを期したい、こういう趣旨でございます。

○川俣委員 それはしろうとだましですよ。そうじやないのです。農業委員会が行政補助機関であつた場合においては、行政事務をやるのだから国が負担しなければならない、補助金じゃありません。補助金の場合は一般交付金に向してもよろしいでしょうが、これは行政事務を扱う場合においては補助金でありません。国の負担金です。金額は別にしておのずから性質が異なる、この性質の異なるものの変更なんですか。政府の説明によりますと、行政事務を行わないようになつたから、その任務が減つたから一般交付金に同じた、こう言う。金額じゃないのです。片一方は行政補助機関としての任務であるのかどうかという点で更にになっておるかどうかと聞いておるのであります。金額ではありません。

○野田卯一君 それは先ほどの松浦議員の御答弁の内容と同じことじゃない

かと思うのです。ですから私は政府の態度に対して反対するとかなんとかないのじやなし、自由党の方は財源措置として変更を加えたというふりおどりを願つたらしいと思います。

○川俣委員 これは本質的に違いますよ。国が財政負担をしなければならぬ助金でいい任務の仕事をさせるのか、あるいは補助金でいい任務の仕事をさせられるのか、あると聞いておるので。任務がわからぬいで予算化できるわけはないのですが、どういう任務で予算化されたかと聞いておるので。

○野田卯一君 任務の変更といふのは、われわれは別にそういう観点から予算の修正をしたのではないということを申し上げておきます。

○川俣委員 そうすると先般自由党、民主党共同提案で農業委員会の改正法案が出ておる。任務が變つておるので、おのずから任務が變つておる。あなたの方の提案によつて變つたのですよ。それをもう一ぺん引き直すということをお考なのかどうか、こうお聞きしておる。

○野田卯一君 これはよく御承知だと思いますけれども、昔は平衡交付金、今は交付税交付金であります、それに入れるか、単独の項目で立てるかと云ふことは、いろいろ各種の例をお調べ下さるとわかると思いますが、そういうふうに画然たる区別をやつておるわけではないと思います。でありますからある場合には突つ込む、ある場合には抜き出すということはしょっちゅうやっておることであります。ですから今まで仰せになつておるよう、画然たる区別で割り切つておる制度ではないと

の技術で、これはほうり込んでしまえとかなんとか、何とかつじつまが合うように平衡交付金にほうり込まれる場合が多い、それは困るから文部省においてもその他のどの役所でも、別掲してもらおうという要求が強かつた。元は平衡交付金の場合は全部入れてしまつて、全部別掲ばかりならぬという時代も一時あつたのでありますから、それではやはり工合が悪いというので別掲々々となつております。おつしやるようすに画然たる区別で示されたとは思つておらない、そういう考え方は、割り切つては今の制度はなつておらないと思うのであります、その点私たちもまた研究してやりたいと思います。

○川俣委員　これは一般の農業団体とは異なる性格をかつて持つておつた、國の行政事務の補助機関としての法律上の任務を持つておつた。供米に対する政府の補助機関をなしておる。あるいは土地調整に関する國の委任事務を受け持つておつた、従つて委任事務でありますから、國が当然これに負担しなければならないということです。法律上明らかに國の負担を規定しておつた。今度は普通の農業団体になつたために、補助金をやるかやらないかということは、これは行政上の措置を組み方をしたということが説明せられんです。そこで性格が変つてきておるのです。一方政府から出たのは、性格が変わつたということで、こういう予算の組み方をしたということが説明せられておる。それを元の通り戻すといふことは、性格を変えるという意味で話のかといふことをお聞きしているのです。

○野田卯一君 大体そのままであつたと思います。そういうふうにお考へになつたらいいと 思います。そういうふうに私たちの方は割り切つて考えておらない。財源確 保措置としてやつた。これは先ほどど ら繰り返して申し上げておる通りでござります。

○川俣委員 それでは予算の説明書を 全部変えなければならぬでしょう。これは組みかえ案でなければならぬと思 う。予算修正であります。政府の提案によります金額の増額ではありませ ん。このように性格が變るなら、当然 紹みかえ案でなければならぬ。そ うじやありませんか。予算書を見ますと、政府の提案とは違います。あなた様の ような説明であると、組みかえ案に しなければならぬ。

○野田卯一君 組みかえ案にするか修 正案にするかということは、政府の方でやるのは組みかえ案で、私たちの方でやるのは修正案である。それで調和され てその結果が出てくるのであります。そして、私は技術的にはそういう点はあまり重大な支障はないだろうと思つております。

○川俣委員 それはあなたの論理が徹 底しませんよ。先ほどの説明による と、政府の予算項目を変えないよう に、できるだけそういう点の修正を控 えたという説明をされているではあり ませんか。ところが今はどんどん変えてもいいのだという説明なんです。一 貫しないじゃないか。どつちがほんと うなんですか。

○野田卯一君 どうも少し議論が平行 線になつてしまつておると思うのです が、今中しましたような点で、今まで いろいろな交付税に入れるものと、消

独の項目で掲記するものとの取り扱いをずいぶんいたしておりますけれども、そういうふうに必ずしも割り切つていいらない。ここに書いてありますように、政府原案として十億七千一百万円ございますが、それだけの分は政府のご補助機関としてやつたのか、そんなふうに厳格に分けるといふことも實際むづかしい問題がありまして、折衷的なものがある。そういう折衷的なものがございましても、それを補助金として盛つていかぬという財政上の原理はなまざくあります。

る限りは、任務があるはずだ。どういう任務があるか、問題はそこなんですね。任務も何もないのに、少い予算の中で莫大な予算があります。任務のわかったものですから削らなければならぬのに、任務がわからないところに増額しなければならない理由がはつきりしませんし、あえて反対ではないのですけれども、この予算の少い中において、任務がはつきりしないものに予算をつければならないというならよくわかりますし、あえて反対ではないのですことを聞いておるのであります。

○野田卯一君 非常に誤解があると私は思う。新しく予算をつけたというのではなくて、片方のいわゆる地方の交付税交付金の中に盛つてあるのをやめて、こちらで生かした。それは任務が違うと言われるけれども、説明はそれで私はいいと思う。私は説明が悪いと言われる意味がよくわからないのです。

○川俣委員 政府は今度は供米の任務は負はせない、こういうことでしようと。任務が変ったのです。今まで供米に対する割当の任務を持つておつた。これはいやだといながら、これが命令に従わなければならなかつた法律上の義務を持っておつた。拒むことをできなかつた。従つて財政上の裏づけをしなければならないということとの命令に従わなければならなかつた法律上の義務を持つておつた。これは補助ではない。補助でありますならば、それは予算上財政的に不足だからといふこともあるかも知れません。そういやない。これは今まで国が行政補助機関としてこれを

使っておったために、抜けなしの金もあえて出さなければならなかつた。國自体がそういう任務を持つておつた。そこで任務が変つたのじやないか。農業委員会法の改正になつたことを御存じないのじやないか。ほんとうです。あるのかどうなのかと聞いておる。あなたの方がわからないです。これはあなたの方がわからないです。そこで任務が変つたのじやないか。

○野田卯一君 私は今お話をくるる承りわつても、別に私の今までの説明で不十分であるとは考へない。国の仕事の補助機関の役目と民間機関と、二つの機能を持つておると、いうようなお話を承わつたのですが、補助機関である場合には國の負担である、これは補助でない、こうおっしゃいますが、やはり予算的に委員会補助という名前で予算書は出しておる。今はつきり覚えておりませんが、それで民間機関に対して補助を出してはいかぬ、単独項目で出してはいかぬということも、別にきまつたものではない。私は前提とされおりまする事柄自体について、予算技術上疑問を持つておる。あなたの前も提されておる予算技術上の前提と、私の考えておるのと一致していないのじやないか。

なしが、これは私は財政法も研究しておりますから、他日また十分お打ち合せいたしたいと思います。今ここでやつても一時間も二時間も同じことを繰り返すことになるだけですから、やつくりはじめた議論をして検討したいと思います。

○川俣委員 私もあえて言葉じりをとらえるつもりはないけれども、農業委員会ができた最初のころは、明らかに国の行政補助機関として成立したもので。昨年これを変えられた。私どもはその変える場合に、将来この任務が変わるということになると、予算上の問題についても当然変わった形が出てくるのじゃないかということを注意しておった。ところがその当時は、民間团体になつて政府の制約を受けたくないということが強く主張せられて、補助などはどうでもいいということです、むしろ補助よりも性格を変えたいということでした。國が負担する場合には当然監督もつきます。そういう任務から離れたいということできたものに対して、前と同じような予算をつけなければならぬという考え方方がわからぬのです。この議論はあとにいたします。

さらにお尋ねします。有益鳥獣保護普及費、これは自由党は一千九百万円といふ話でしたが、三百八十三万五千円の三十五年度要求額に対して、五百万円の修正増額になつておる。これはちょっと探してみても、こんな目もなければ項目もない。これは新しい項目をお立てになるつもりですか。これは正式な業振興費となつておる。林業振興費の目にはこういう日はございません。

○野田卯一君 これは林業振興費の中の森林害虫駆除費補助という日がござりますが、初めその増額という考え方でおつたわけなんです。ところがその後になりました、その日で取り扱うかどうかということを今主計局において検討中でございます。私はそれに対する疑問の根拠といふものはまだ聞いておりませんが、何か根拠があるらしい。しかし事柄としては森林の害虫駆除のためのものであるということは疑いない事実です。目的は同一でござりますけれども、法律関係の手続におきまして、同じ項目でやっていかかどかが今若干問題になっているということをお先ほど聞いておるのであります。

○川俣委員 そのようにずさんなんですか。このない金の中に、あなた方がない、ないと言っているときに、何の種目につけるかもわからないでつけられる、新しい目を起される予定かどうか。大体既定経費があるというのは、これは間違いです。有益鳥獣費が予算の中になりまするのは、これは足立さんも出しておられます、が、林業振興費ではございません。別な項の中には有益鳥獣費の事務負担分があります、林野庁事務の中になります。林業振興費の中には有益鳥獣費なんというものはございません。新しい目を起されるのかどうか、そういうつもりで予算修正をされたのかどうか。農林委員会でもつとりっぱな案をお持ちだ、こういうのだから、このくらいのことは検討されちゃつたでしよう。

○野田卯一君 これは先ほど申し上げましたように、当初の項目は森林害虫駆除費の補助という項目で処理しておったのです。目的が今の有益小鳥のことになつて参りましたので、今その項目に入れることが少し問題があるかどうかという点について検討している、こうしたことでありまして、目的はあくまで森林害虫駆除にある、これはお認め下さるだらうと思います。

○川俣委員 そうしますと、予算を修

ました。そしてわれわれが予算折衝で、内輪な話で、同じく主計局の幹部が立ち会つておったわけです、立会つておりましたが、そのときはほんとで済んだ。ところが幹部が帰りましていろいろと研究した結果、けさにかけてこの問題について相談に来ていて、けです。それで別項目にするからか、その中の五百万円を一応どうらるかという点も相談している、ことう実情でござります。

まきうわれかけちぢれいの部
この委員会が伝統を持つて農民のために行われておるのでありますから、私はその点に対しまして、諸般の情勢から補正の問題が必ず出ると思いまするので、その最も近い機会において、われわれの要求をひととものこれに纏り進んでいただかなければならぬ、かようと思つておるわけでござります。しかも私どもは、このたびのいわゆる自民のこの予算に対しまする取扱いの結果に対しましても、毛頭われわれ自由党の本來の主張を打ち切つたものではございません。あくまでも難全野党的な

れに対する質問をするんだ、こういふうに話があつたように私は了解しております。修正された自由党から、この修正点に対しても質問をされるとして、ことは昨日の理事会の申し合せにて反しておる。これに対しても委員長どういうふうにお考えになつておらるか、この点は私は委員長にお聞きたい。

うものが成立しておるわけです。これに関連して、この再建整備組合の調整勘定のうちから約六億一千万程度の調整勘定の益金というものを国に納付しておることになつておる。國はこれを收受しておるわけですね。ですから、今後連合会等の再建整備を促進させておるために、この益金として國が收受した性質のものは、当然整備促進対策費として國の責任において支出すべりである。こういうような附帯決議なども、衆参両院の当時の農林委員会を通じて義務が行われておるわけです。と

うことで修正された。こう理解してよろしゅうございますか。有益鳥獸なんぞの病害駆除のために増額された。どう見えてよろしいですか。

す権威はやはりあくまでも堅持しなればならない、予算委員会の予算案をもつて、あらためて農林委員会の意図事をする必要があると思います。

立場におきましてやるのであります。従つて御承知の河野農政に対してわれわれは反駁をいたしております。いわゆる米麥偏重であつて、これは多角経営でなければならぬというがどとき主張に対しましては、われわれはとうてい承服をいたしておらぬのでありますから、あらゆる機会をとらえてこれらの問題に対しても、われわれはあくまでも健野党の立場で農村の主張を続けていかねばならぬと思うのであります。

そこで一、二点を伺いたいのであります。小畠地の問題でございまするが、この小畠地の問題に対しましても、これは二百六十五町村しが計算になつておられないわけでありますので、これは一体最低の畠地の形成に対するかほどなる最低小畠地のものをお考えになつておられるか。これは一つ計画に当つて小畠地の最低限度の得失をもつておられるが、これが

説の通り、修正の内容の質疑といふことになれば、これは修正者みずからくということはちょっとおかしいことになる。ということは間違いないのではありませんが、大野委員もその旨でつづけます。

この点に対しましては、今年度の予算原案の中にはわずか総額八千万元程度くらいしか見込まれていなかつた。ですから当委員会としては、これは国が一応收受しておる形になつておるので、再建整備を促進させるためにも、当然これをまた支出しなければいかぬじやないかといふことで、今回の修正分に対しまして、約五億八千万元程度の金額を修正分として支出すべきであるというような決定を行なつたのであります。これが全然取り上げられておらないわけです。これは今後農業協同組合再建整備の上からいつても非常に重要な問題であるので、特に先ほど委員長からもこの点に対しても非常に遺憾な点が多かつたということを言われた。これは当然民主、自由両党においても、この修正の折衝をやられた場合においては、この問題は取り上げられたと思うわけですが、これが

○野田卯一君 先ほど申しましたように、これは害虫の駆除費の補助といふ考え方であつて、それでおさまると思つておりました。それについては初め主計局当局も大体そのつもりでおり

す権威はやはりあくまでも堅持しなればならない、予算委員会の予算案をいつものほどの項目につけたらしく、何にもお考えなしに、とにかく超党派的な意見を述べる必要があると思います。

立場におきましてやるのであります。従つて御承知の河野農政に対してもわれは反駁をいたしております。いわゆる米麦偏重であつて、これは多角経営でなければならぬというがどとき主張に対しましては、われわれはとうてい承服をいたしておらぬのでありますから、あらゆる機会をとらえてこれらの問題に對しては、われわれはあくまで健全野党の立場で農村の主張を統けていかねばならぬと思うのであります。

そこで一、二点を伺いたいのであります。小團地の問題でございまするが、この小團地の問題に對しましても、これは三百六十五町村しか計算になつておられないわけでありますので、これは一体最低の團地の形成に対するかほどの最低小團地のものをお考えになつておられるか。これは一つ計画に當つて小團地の最低限度の予算査定に當られた交渉委員の方から承わりたいと思います。

○稻富委員 この修正案に対する質疑は、自由党、民主党の両党によつて修正案ができたのだから、社会党からこ

説の通り、修正の内容の質疑をいたしました。されば、これは修正者みずからくといふことはちょっとおかしいことになるということは間違いないのです。ですが、大野委員もその旨でつづけられました。

○大野(市)委員 私はその意味で、正案の内容の小田地の問題は御承認を賜雪寒冷の関係がありまして、従事者を取扱いから、それらの点が三町歩、町歩といろいろな案が出ておりますので、この機会にその折衝の過程を明らかにしておきたいと思ってこの質問をいたしましたのであります。が、委員長のお取り計らいで、その点に対しても留した方がよろしければ私は異議はありません。

○網島委員長 社会党両派で別に御疑惑はございませんか。芳賀委員。

○芳賀委員 先ほど一点保留した点あります。が、それは農業協同組合整備促進に対する対策の問題です。これは本委員会の当初に委員長からも憲の意が表明されましたけれども、その点に関しては昨年の国会においては農業協同組合連合会の再建築整備法と

この点に対しましては、今年度の予算原案の中にはわざかに総額八千万円程度くらいしか見込まれていなかつた。ですから当委員会としては、これは国が一応收受しておる形になつておるので、再建整備を促進させるためにも当然これをまた支出しなければいかぬじやないかというようなことで、今回の修正分に対しまして、約五億八千万程度の金額を修正分として支出すべくあります。これが全然取り上げられておらないわけです。これは今後の農業協同組合再建整備の上からいっても非常に重要な問題であるので、特に先ほど委員長からもこの点に対して非常に遺憾な点が多かつたということを言われた。これは当然民主、自由両党においても、この修正の折衝をやらされた場合においては、この問題は取り上げられたと思うわけですが、これが全然増額になつておりますんで、その経緯並びに今後この取扱分をどういふような方面にお使いになるお考えでありますか、その点を明らかにしていただきたい。

○松浦周太郎君 大たいま芳賀委員から御質問の農業協同組合の再建築補助金については、いろいろの議論もありましたけれども、今度は載らなかつたのです。けれども、これは等閑に付していくという考え方を持っておりません。先ほど四項目申し上げました中の一項目にござりますから、今後いろいろこの問題に対し、両党の政務調査会の間に検討いたしまして、適当なる時期において予算化することに努力するというふうに先ほど申し上げました。これがきょうも私どもの方の総務会で相当問題になりまして、これはどうしても近い機会において十分の検討をした上に予算化しなければならぬ、こういうことに申し合せたその結果をもつて私は今答弁しておりますから、党の意は、御指摘の点は善処する考え方を持っております。

○芳賀委員 それで大よそわかりましたが、結局この性質は、調整勘定を政府が預かっている、借り分になつておるのであります。これを吐き出すということは当然だと思うのです。ですから最も近い機会の、今後のあるいは臨時国会等が開かれる場合には、当然これは補正等を通じてこの政府の借り分と申します。まだいろいろありますけれども、この程度とどめておきます。

○松浦周太郎君 ただいまの問題に對しましては、何回も繰り返しますように、近い機会において善処することを約束いたします。

○野田卯一君 ちょっと申し上げておきますが、養蚕経営合理化促進費補助

金というのがござりますが、その内容についてお手元に資料が出ておりまして、動力噴霧器に対する補助、それから展示圃に対する補助とかに分れておりますが、これは桑苗の補助といううとに大体兩党において意見を一致させまして、さように運びたい、かようになります。

○綱島委員長 それではこれから昨日の理事会の線に基きまして、去る六月三日本委員会に付託になりました参議院提出、競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。審議に入ります。まず本案の趣旨説明を求めます。

競馬法の一部を改正する法律案
競馬法の一部を改正する法律
競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正す
る。

第三十一条第一号を次のように改める。

る目的をもつて不特定多数の者がから
ら勝馬投票券の購入の委託を受けた者
たる者

○江田參議院議員　ただいま議題となつたました競馬法の一部を改正する法律

案につきまして提案理由を御説明をいたします。

するためこの法律案を提出した次第であります。

自転車競技法においてとられたと同様、現行競馬法に「業として勝馬投票

券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の

者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者に対する罰則規定を設け、これ

によつて勝馬投票券の購入の取次に伴うハガキの不正及び弊害を

防止しようとするものであります。

何とぞ慤重御審議の上うみやがに終
可決あらんことをお願いする次第でま

○綱島委員長 これより質疑に入ります。

す。質疑の通告があります。稲富棟君。

○稻富委員 提案者に最初にお尋ねし

並びに競馬の施行令、実施規則等において規定せらるる事項は、この表によれば、

き坐しても出立を要すへきはいりしるあると思うのであります。ただ本日

罰則規定のみを改正することに御提案になりましたのは、その一部の

になっておるのでございますが、その他競馬法の改正等に対しても、

来また改正すべきものがある場合には改正してもいいと、いうようなお含みが

あるのであるかどうか、その点最初に
お伺いをいたします。

○江田參議院議員 その点は私どもと

しましても、現在の競馬につきましてはいろいろ検討を要する点があると考

えますが、特に最近競馬に対するのみ

うございますので、とりあえずこのことだけは河とか早急に措置をしなければ

なれば、どう考へてこれだけを取

第一類第八号

されておったのか、その点を一つこの際承わりたいと思ひます。

なかつたか、その点の事情等がありましては承わりたい。

薬剤を使用して馬を出走させた者」は、
「馬の運営を計る」二回目

から第一号に本規定を入れたというこ
とにつきましては、今度の問題と二号
の問題とは別問題でござります。一段

まつこれに対する考え方を承わりたい。

C原田政府委員 たたいま申し上げましたように、漸次私設馬券というものが現われて参り、それがだんだんと増

加して、昨年下学期に至りましてはかなりこれが急激に増してくる傾向が現われて参りましたので、私どもいたしましてもこれは放任できないという考え方からこの対策をいろいろ研究をいたしておった次第でございまして、たまたま昨年の十月に最高裁判所の判決が一つ現われまして、現在の競馬法のいわゆるのみ行為禁止の規定といふもの單純化をされて相当の危機に

て、まことに申しわけなく存じておる
次第でございます。研究の点につきま
しては、実はこの種の立法例が政府提
案の形ではほとんど見当らない状態で
ござりますので、立法技術上慎重に研
究を遂げなければ相ならぬという考
から、研究に手間がかかっておつたわ
けでございます。

○黒河内 説明員 私どもがただいま聞いておりますところでは、三十一条等二号の規定の罰則行為に対する發動はほとんどないようになっております。そこで、この点を一つ監督課長にお聞きしたいと思う。

○稻富委員 今、課長の御答弁は実に
あいまいでございまして、第二号の問題
は、これは地方競馬のみではあります
せん。中央競馬会、従来の国営競馬に違
ふきませんが、この第二号の罰則に違
反するような事実は、つらつらと

は第二号の規定は空文であるということを申し上げているわけではございません。本条を発動して罰則を課したと申しますのはございません。しかしこの規定があるためにそういう弊害を予防する効果は非常に多い。従つて私の考えとしましては、この第二号については決して空文化化してはいるというようなには考えておりません。

○稻賀委員　だいまの御答弁によりますと、政府におきましてもこれがが縊縛の立法措置の必要を感じておつたとおっしゃいますが、それであるならなぜ政府はこれに対する立法措置をいたさないでござるか。議員の議員立法ができるまでお待ちになつておられるが、どうもわれわれは納得がいかない。併せたゞに政府は積極的にこれに対する立法をおやりにならぬためには、政府提案としての立法をおやりにならぬ

では、競馬と同種の競技であります競輪、あるいはモーター・ボートその他のものがいずれも三年以下の懲役もしくは三十万円以下の罰金に処するといふことになつておりますので、大体同じようなものとしてそれらとのつり合いで考えまして三十一条の一に入れた次第でござります。

関係の御質問でござりますが、われわれの見解といたしましては、三十一冬二号は具体的な発動はほとんどありませんが、相当予防的効果はあると考えております。と申しますのは、相当まだ地方競馬におきましては、中央競馬に比べてやはりいろいろ問題が多いとうございまして、そういう点について、とは相當この規定が――具体的な発動はございませんが、予防的効果はありますとわれわれは考えております。そぞ

うことを懸念するがゆえに聞いている
わけです。ところが課長の御答弁にと
りますと、第二号は実際に空文化してい
るんだ、しかし同じ条項の中に、第一
号に持つてきても、こちらは非常に
強力なものになってくるのだというう
なあなたの解釈というものは、どうも

一応考えられる。この点を私はお聞きしておるのであって、予防としての効果はないわけでしょう。おそらくこの取締り規則を出すというのは予防ではない。実際これを犯した場合にはいかに罰するかということが法の精神ではなかと思う。予防ではないのです。この点を私はお聞きしているわけです。

○黒河内説明員 私もその点につきましては、第一号の今度の罰則規定について、

者にお尋ねいたしたいと思うのであります。御承知の通り競馬法によりますと、罰則規定が第三十条と第三十一条にあるのでございますが、このたび提案の法律案は第三十一条にこれを適用されることに相なつておるのであります。罰則におきましては第三十条の左がひどいようでございますが、あえてこの三十条を適用せず、三十一条を御適用になりましたその根拠はいざこじにありますかということをまずこの際承わりたいと思うのでございます。

○稻富委員 私がお伺いしますのは、第三十一条第二号のこういう罰則がなされるけれども、ほとんどそれが空文化されて適用されていないのではないかから、ということです。その項目と並べて今度の新しいこの法律案を加えられるということは、さらにこれが非常に空文化するような結果になるおそれがありはしないかと、ということをわれわれは憂慮するわけなんです。この点を監督官としてどういうようにお考えになつておられるのか承わりたい。

○稻富委員 そうすると第二号は「防
においては効果はある。また実際には
薬剤を使用したという事実はあるけれ
ども、これを罰することにおいて是非
常に少かつたというあなたの御意見で
あります。そういたしますると、第三条
第一項の第一号は、こういうことをや
つてはいけないということについて、
は非常に効果があるだろう、しかし罰
則においては第二号と同じように解釈
いたしますと、罰則においてはこれが
にかかる者は少いという結果になるの
ではないかと、いうおそれのあることと
一応考え方である。この点を私はまだ用ひ
ておきたい。

競馬の審議會でござりますが、われわれの見解といたしましては、三十一冬、二号は具体的な発動はほとんどありませんが、相当予防的効果はあると考えております。と申しますのは、相当まだ地方競馬におきましては、中央競馬に比べてやはりいろいろ問題が多いとうございまして、そういう点について、は相當この規定が――具体的な発動はございませんが、予防的効果はありますとわれわれは考えております。それ

一 号に持つてきても、こちらは非常に強力なものになつてくるのだといううなあなたの解釈というものは、どうも監督の責任を持つてゐるあなたの答弁としては非常に矛盾した答弁だとおもふ。この点はどうお考えになるか、

しておるのであって、予防としての効果はないわけでしょう。おそらくこの取締り規則を出すというのは予防ではない。實際これを犯した場合にはいかにして取り締り、いかにして罰則で懲らしめかと云ふことが法の精神ではあるまいと思う。予防ではないのです。この点を私はお聞きしているわけです。

○黒河内説明員 私もその点につきましては、第一号の今度の罰則規定について

申し上げているわけです。第二号については相当の効果はあるということをきましては、現実に発動というケースは少い。しかし決して空文化ではおりません。かのように申し上げて次第であります。

○稻富委員 第二号の点で、横道に入
るようありますが、あなた方は空文
七二二、は、こる言、こなりますぶ、

実際に競馬場へおいでになりますと、薬品を使用してきたというのが大きさもあるのです。あなた方が御存じないというならば、あなたの方の怠慢です。事実あるのです。しかしこれを処罰されたということはない。これでは事実監督するあなたの空文化しているのです。ありませんか。これが空文ではないということならば、あなたの方の監督が不十分であるということになつてくると思う。私の聞いているのはその点なんです。そういう問題に対しても将来十分取締りもやるという考え方があるならば別だが、実際には法的には空文化していると思うからお聞きするのです。どうお考えですか。

○黒河内説明員 二号の問題につきましては、先生のお話のように具体的にこの罰則が適用になつたというケースは、私実はまだそう長い期間ではございませんけれども、前からのお話を聞きましても、そう多くはないと思います。しかし先生のお話で、本省に参りましてまだそう長い期間ではございませんけれども、前からのお話を聞いております。しかし先生のお話で、本省には薬品等によって能力を高めるというようなことがあるといふことで、しかも本則によつて発動しないというのは監督上の手筋めがあつてはならないか、かようなお尋ねだとお思ひますけれども、さようなことはたゞ

○稻富委員 あなたはそういうことはない、こうおっしゃいますが、事実はあなたも競馬場でお調べになれば、馬に興奮をさせて来ておるかどうかということはしろうともわかりますから、あなたがおわかりならないということになると、あなたは監督官として適材じゃないと思うのです。あえて私は詰問しようというのじゃないが、たゞこの場をのがれるための答弁をなさらないよう願いたい。實際上人情において興奮をかけたからといって馬主を処分したり調教師を処分したりすることはなかなか困難だ。認めておるけれどもやむを得ないくらいの程度が現在の実情いやないか。そういうことは自分らは認めないのだとおっしゃるならば、あなたは非常に口がないと私は思うのです。ただ私が計つておるのには、第三十一条の一号に入れ弱くなるのではないかという点をお聞きしておるのです。この点に対しても局長からいいで下さいが、意見を承わりたい。

法規があげられないとめに見のがしておるといふことでもことに残念である。そういうことでまことに残念である。かりこれを取り締るのであるということを申しておりますので、私どももいたしましてはその点全く同感でござりますので、この法案が成立しましたあたりにつきにおきましては、申し上げましては、立法院とも緊急に連絡をとりましたて、立法の御趣旨に必ず沿うよう努めをいたしたい、かように考え

○川俣委員 ちよと関連してお尋ねします。三十一条の一号に入れると、いうことになりますと、從来の例でいいますと、二号の実績から見まして予防的な効果を上げればいいのだとして、これが今までの行政措置であつた、こう御説明になつておる。これは非常に問題だと思うのです。提案者にお尋ねいたしますが、そういうことだと、二号の効果が上つてないといふことに一号の効果を上げようとしたしましても、予防的な効果だけあるかつかれぬけれども、実効が上げられなくな

○江田參議院議員 先ほど稻富さんにお答えしましたように、參議院の方で第一号に入れましたのは、自転車競技法の方の罰則が三年以下の懲役もしくは三十万円以下となつておりますので、これと同種のものでござりますから、お話をのような位置におけるべきだ、あるいはどうしてでも実効を上げなくてはならないということと御提案になつたのか、この点お尋ねしたい。

そこへ入れたわけてござります。私どももいたしましてはこれは単なる予防的効果をねらう、もちろん犯罪人を作り出さない目的でございませんので、これによるのが目的でございませんので、これでもそれで目的を達することができるわけであります。私どもは、これが現在の段階におきましては予防的効果だけではなしに大いにこれによつて実効ができる上る、こう考えておりまして、参議院の審議におきましても、警視庁の防犯課長等の参考人の御意見を微しまして、これができれば警視庁あたりでも十分にやれる、こういうことであります。したので、今御注意ございましたが、われわれはただ予防的効果だけを考えたわけではございません。

う事態がでてきります。今までの子防だけの効果が上がればいいという考え方でこの法案を通して、行政上にいろんな問題が起るということはお考えにならないませんか。

のたとえ「相機を買っておるので
類等をうまく取りつくろつておるので
あります」ところがその実態をあばく
ことが非常に困難であるために十分取
締りができるかたという状態でござ
います。それが今度同種の競技と同じ
取り締りを受けるということになるので
ござりますから、この意味におきまし
ては均衡と申しますか、という感じは
別に——格別自分らだけがひどい日に
あうという考えは持たないのでではなく
いかと一応考えられるわけです。また
三十一条二号の取締りの問題でござい
ます。三十一条二号によると、たとえば

○稻富委員 それでお尋ねしますが、これまで実験問題として取締りのむずかしい面もござりますが、これはまだ研究ができるまでおられない点もございますが、実際に薬品を使ったかどうかということを举証します所点につきまして、これまで実験問題としては取締りのむずかしい面もござりますために、先ほど稻富先生の御指摘もあるような次第でございまして、私どもといたしましては一分为二いたしましても、二分にいたしましても、これに該当するものにつきましては公正な取締りをいたすようには関係官庁等と一緒に考えております。

提案者の提案の考え方方というのではなく、競輪その他の罰則がありますので、やはりその同一くらいいの罰則にしたらいいだろうというようなお考えで、この三十二条の罪の加重によって決定されたものだ、その点は私の方もうなづけます。ただ私が先刻から申し上げておりました第三十一条には「左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処する。」ということになつておる。「一、二、三の項目にわたつておりますが、一度の罰則が入るわけありますが、二と三の項は二つとも空文なんです。二の事項は馬主に対する制裁であります。三は騎手に対する制裁であります。が、この二号、三号というものはほとんどこれによつて罰則を適用されたります。二号、三号といふことを私たちも聞いておりません。それで一、二、三のこの三号ある中に二号、三号が空文になつておる中にこの一項を挿入するということは、非常にこれが弱くなるのじやないか。競輪その他におきましてはこういう二条によつて非常に生きると思いますが、その点を私はお聞きしているのであって、その刑量においては競輪その他と同一刑量にせよ、こういう考え方に対しましては私はうなずけますけれども、この一、二、三号あります中で、今申し上げます二号、三号は空文化している。ほんとこれは取締りを受けたことがない。その一項は削除されたから、その削除されておる中にこの一項が入るから非常に弱くなるんじゃないか、こういうことを私はお尋ねしているのであって、それによつて

果して十分取締りの場合に——川俣委員が申し上げたように、非常にこの取締りに対して問題になるじやないか。その点からいって第三十一条を適用した方がかえつてはつきりするんじやないか、こういうような点も実は私の方では考えられますので、この点を一つ将来十分取締りをやらなくちゃいけない、その法の目的を達しよう、こういうようにおおっしゃる國、政府の立場から、これに対する考え方を私は聞いておるわけなんです。重ねて局長のこれに対する御答弁をお願いします。

○原田政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、一応考え方をいたしまして、かような取次ぎ業務といふものを押えるのに三十条のような重い規定の中に罰則がある方がいいではないか、ということにつきましては、私どもとしてははしつかり取り締める点から申せばさうような点もよくわかるのであります。が、何にいたしましても、同種の競技の競輪にいたしましてもボート・レースにいたしましても、実質的にこの三十一条と同程度の罰則を設けておりまして、これにつきまして特に競馬の場合は危ないので、ということがない限りは、同程度の罰則が設けられるべきによりまして、大体均衡のとれた取締りが行われ得るのじやないか。かつまたさようあるように努力をいたしたい、かようになっております。

○稻富委員 それで三十一条でございますが、今度は三十一条のそれにはこの第一項をお加えになつて、三十一条が非常に強いものになつてくる。こういうことになりますと、実は第二号と第三号は先刻課長の言わされましたように、非常に予防的な意味が入つてい

る。この規定によつて二号、三号に進
反したからといつて、片つ端から處罰
されましたならば、馬主が非常に氣の
毒であるし、騎手といつもののが始終罰
金を食わなければならなくなつてく
る。この三十一条に一項を加えること
によつて、三十一条の空文化してゐる
条項を強くなさいますと、今度は競馬
というものが非常にまずくなつてく
る。その点の矛盾をどうされるかとい
うことなんです。この点一つ局長に承
わりたい。この第三十一条の二号、三
号は、第三十一条に一項を加えたから
といって強力にこの三十一条を生かさ
れますと、この二号、三号といつもの
は予防的な意味があるのです。これがな
いに取り締られると常に馬主が罰金
を食い、徴役に行き、騎手はしょっちゅ
う罰金を食い、懲役に行かなければな
らないということになつてくる。これ
に対してもどうお考えですか。

が、実際この罰則を適用するためには相当いわゆる証拠固めというものが必要になつてくるのでございまして、その証拠がしつかりつかめた場合は、容赦なく二号の適用がある、こういうようなことになるのではないかと考えておる次第でございまして、この罰則ができまして一ヶ月たちましたあとにおきましては、現在のように取次業が至るところに看板をあげるという事実は防止できるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○原田政府委員 非常に実際的な点につきまして御指摘をいただきましたので、大へんありがたい教訓をいたいたい感じがしております。この二つの方の問題につきましては、そういうことがあつた場合いかが悪いのかということがありますと、これはやはりいいことではない、悪いことだと言わざるを得ないわけでございますが、その場合におきまして、この二号のような事実が相当事實に行われまして、放置できないという場合は、やはりこの罰則の適用を受けるのが正しいのじゃないか、かようにも考えておる次第でござります。一号の罰則ができるに由りまして、こういう問題につきましていろいろ閣僚が起きたり指弾を受けたりという御心配の点でございますが、そういう点につきましては、競馬の関係者に対しまして今後とも十分事前に注意をいたしまして、いろいろの物議をかもすことがないよう自衛方をとりはからいたい、かようにも考えておる次第でござります。

○江田參議院議員 どうも私ども稲葉さんほど専門家でないのでして、その辺のこまかいことはよくわかりませんが、要するに私どもとしましては、法律を作つて罰則を作つたからといって、それで罪人を作るというのが目的ではないのであります。何かなしいう悪いことをしてもらわないのであるら、そういう点は当局においてもよく考えて運用するだらうと考えております。

競馬経営は非常に困難な状態に立ち至ると思うのです。こういうことを軽々しくも農林大臣が言われるということは、非常に軽率ではないかと思うが、どういう考え方か。競馬をつぶす考え方を農林大臣はお持ちになつてゐるのか。農林大臣にお聞きしたかったのです。が、あなたがおいでになつたから、農林省としてはどういう考え方をお持ちになつておられるかお尋ねしたい。

○吉川政府委員 お答えいたします。

なつてゐるかどうか。アラブの生産量等では一大恐慌を来たしておりますので、この点をはつきりあなたから御答弁願いたい。

○稻富委員 最後にこの際政府にお願いしておきたいと思いますのは、昨年われわれは競馬法を改正いたしましたて、しかも競馬法改正により国營競馬が中央競馬会の主催になりまして、その当時農林委員会におきましたも附帯項目をつけております。ところが実際の競馬を見ますと、農林委員会が決定としております付帯大義等もほとん

御指摘の点を尊重いたしまして十分これから勉強させていただき、検討をしてみたいと思いますから、御了承を願います。

○川俣委員 今私に対する答弁中、主たる目的は畜産であつて、從たる目的は競技である、こういうふうに御答弁になりましたが、これでよろしいかどうか御研究の上であらためて御答弁願いたい。そういたしませんと、現在の中央競馬会こまくが質疑を質しておる

日から起算して一ヶ月を経過してから施行することになります。大体法律は交付の日からこれを施行するものが常識でございますが、一ヶ月間の余裕を置かれたということはどういうわけであるか。いかにも現在行われている不正な行為を認めて、それを何か始末をする準備期間に一ヶ月間余裕を置いたような感じも受けますので、どういう理由でこれを一ヶ月遅らせて施行されるのか伺いたい。

されば、それは少し軽率であったのではないかと思います。まことに遺憾の通りでございます。

○稻富委員 それからいま一つ。農林大臣は先日競走馬にはアラブ系統の馬を使わないようになりたいということを言われた。それがために直ちにアラブの非常に影響いたしまして、アラブの市場においては、アラブ系統の競走馬の価格が非常に安くなつたという事例があるわけです。おそらく今日競馬におきましてアラブ系統のものを使わないということになりますと、ほとんど馬数が足らないで、中央競馬会等においては外國牧種の輸入をしなければならないという問題もありましょうし、今日ほとんどアラブを使用しております地方競馬のごときも、アラブを使用しないということになると經營が非常に多い。これも農林大臣が軽率でありましょうがこういうことを言われてゐるということになりますが、果して政府としてこういう考え方をお持ちに

伺っております。これは御指摘のように、かりにそれが理想的であっても、突如としてさような取扱いをするということは妥当でないと思いますので、私はこれはほんとうにプライベートな話であつて公的なものないと御了解を願いたいと思います。

○川俣委員 競馬法というのは畜産奨励でできているのです。サラ系統奨励というようなことで競馬をやつていろいろのじゃない。それはどっちなんですか。聞き逃し不可以ですよ。

○吉川政府委員 これは生産的な面と生産規制的な面と両方あるというようになります。私は考えております。

○川俣委員 今までの説明は畜産奨励のためにこの競馬をやるのだとなつてゐる。いわゆる競技用でない、競技が目的でなくして、奨励のために競技方法を使うのだというのが今までの建前です。あなたは今度は両切だ、ということになると法律を全部改正しなければならないと思いますが、そう思いますが、すか。

○吉川政府委員 主たる目的は畜産奨励であると思います。従たる目的と申

いろいろは騎手等の待遇について格段によくなつたということを今も聞かないのです。これは明らかに政府の監督不十分であると私は思う。これに対する対応としては将来十分なる勧告をしていただきたい。さらに私たちは、現在の国営から民営に競馬がなるということは競馬の民主化であるということになり、その期待を持つている。競馬というものは御承知の通り非常に封建的なところがござります。しかし騎手並びに調教師の免許の権限を中央競馬会が持つてゐるということは非常に弊害がある。当然これは國が免許の権限を持つべきものだ、こういうふうにわれわれは考えるのでございます。こういうことに對しましてもぜひ一つ御努力願いたいとともに、できますならばこれに対する具体的な政府としての考え方、この際承諾およたい。この点だけを特にこの機会にお尋ねいたしまして私の質問を終りたいと思います。

のですから、これは大へんな問題になります。理屈はどちらであろうとも、国が一つの競技に国の財産を貸すというようなことになりますと、大へん問題になります。非常な問題を起しますから、従つて私は改正の必要があるのじゃないかということを中心し上げたのです。軽率に御答弁になつたのじゃないかと思いますけれども、一応注意だけを促して答弁を保留しておきます。

○吉川政府委員 川俣委員の御質問、御注意……。（川俣委員「注意いやない」と呼ぶ）十分勉強をいたしました……。（川俣委員「勉強じや済まぬですよ。速記録に載っているから取り消しなさい」と呼ぶ）あらためてお答えをいたします。

○助川委員 先ほど稻富委員からアラブ問題で御質問が出ましたて、政務次官からお答えがございましたので、あえてつけ加える必要がないわけなんですが、次官も福島の生産者の方から強い陳情を受けられて、アラブの問題についての大臣の放言が、生産者に対しても非常に大きな悪影響を及ぼしておると、いうことは、十分に御承知のわけでござります。

ざいます。それで現在におきましても、まだまだ、アラブ生産者の農家の方々に聞きますと、アラブの今後の問題について非常に深い心配をしておる現状です。それで大臣のそうしたプライベートの発言そのものによりましてさえ、アラブ生産者にこれだけ大きな影響を及ぼすほどに力が強いわけございまして、そうした問題を、ただここで次官がそれだけ御答弁なすだけで了承するわけにも参らない、と思う。それで一つ、大臣がそうしたアライベートな発言、中央競馬会自体がアラブの購買を中止するというような發言までするようなことでは相ならぬから、中央競馬会の監督者としても、もつと強い態度で競馬会の運営について口を注いでいただきたい、強くこれはお願いをしておきたいわけでござります。

がありませんでしたので、実は先刻お尋ねしました調教師、騎手の免許制度の問題、これは中央競馬会がこの免許制度を持っておりますので、非常に弊害がありますて、感情的に免許をやるとかやらないとか、あるいは自分の意に沿わない者は、お前はこれをしなければ免許をやらないぞ、こういうようなことで騎手を脅かしておるのであります。騎手に言わせると、その試験官が一番おそろしい。そこに一番影響がある。免許の権限は当然國が持つべきだと思うのですが、これに対しても政府はどういう考えを持っておられるか。やはりそういう團体に免許の権限を持たしておるのが妥当であるとお考へでありますか。将来これはやはり國が免許の権限を持つべきものである、こういうような考え方をもつて改正でもしようといふ考へであるか。この点さつきお尋ねしたのですけれども、御答弁がありませんでしたので、もう一ぺんお尋ねをしておきます。

というようなことについても考えなければならない、かように考えて一生懸命に研究をいたします。

○綱島委員長 大森委員

○大森委員 簡単に一書お尋ねしておきたいと思います。今の競馬法の改正についてであります、この罰則の件であります。ですが「勝馬投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者」こうある。これは一つの看板をかけたところに対しての処分である。しかしこれをそこに買ひに行つた者に対しては、処分をいたすのかいたさないのか。違反は一人では起きるものではない。選舉違反のごときもやはり買収した者と買われた者両方が処罰を受ける。でありますからこの点を提案者である参議院の委員長にお尋ねいたします。

○江田参議院議員 その点につきましては、私どもこの法律改正案を出します前に、他の競輪やモーター・ボートあるいはその他のものをいろいろ検討いたしましたところが、いずれも今改正案に出しました内容に似ておりますので、それと同じようなものにいたしましたわけでございます。

○大森委員 それは他の立法にならつて出したということを仰せられますのが、目的はどこにあるのであるか、これをなくすることが目的なのか、ありますればやはり買いに来る者があるから売るということになる。こういうことも考えなければならぬのじやないか。他の立法がこうてきておるからそれでよろしいのだといふうにやられたということは、私はどうも受け取れない。さらにまた、あまりくだらぬ

とを長々お尋ねいたしたくないのであります。が、次には局長にお尋ねをいたしました。それは今大臣が言われた点が法的に根拠がないことだと思うのであります。すけれども、地方競馬におきましては土曜、日曜という二日に限つて、あとは競馬をやつてはならない、こういうことが言われておるのであります。これは何か法的な根拠があつてこういうことを言っておられるのかどうか、この点をちょっとお尋ねをいたしたい。

○原田 政府委員 ただいまお尋ねの、競馬の開催日を土曜、日曜——実際はさらに休日を含めてござりますが、それに自歎せしめるという問題でござりますが、地方競馬につきまして、さようなことを強制する法的根拠はございません。

○大森 呉員 法的根拠がなくて自歎せしめる、そうすると、地方におきましては、土曜、日曜の二日の間に雨が降りますと、その競馬を一回やるために、今度はまた次の土曜、日曜まで待つことになる。そのときはまた雨が降つたということになるとどういうことになるか。こういうことが計算に入れられて、自歎せよと言つておられるのかどうか。こういうことは地方で競馬をいたしておる者いたしまして、まさに困難な問題だと思う。それでこの点に対して明確な答弁を願いたい。それはやつてはいかぬのだ、自歎しなければならぬと仰せになるのか。ただいま申し上げたように、雨でも降つた場合にはどうにもならない。こういうような事態を次の土曜、日曜まで持つていくということになると、その間遊んでおることになる。こんな不経済なものであることになる。

のではない、また非効率的のものはない。この点について承わりたい。

○原田政府委員 ただいま御指摘の点は、実情といたしましてまことにやむを得ない場合であると考えますが、さうな場合には翌日に競馬開催が回ることはやむを得ないものとして承いたしております。

○大森委員 そこで大体一回の競馬を六日間と今まで日がきめられておつたようであります。これを一回を大体三日間ということにならないかどうか。三日であれば、大体一日か二日休んで、そうして一週間か十日くらいの間に、その競馬の開催日がそれで完了いたします。そういう方法にならないかどうか、この点を承わりたい。

○原田政府委員 ただいまのお話の点でございますが、地方競馬の一回の開催日数は六日以内ということになつておりますので、競馬の主催者の都合によりまして、それを三日で打ち切るということは差しつかえない、かように考えます。

○大森委員 私の中し上げた葉が足りなかつたかもしれないが、三日で打ち切るということではなく、六日間を二つに割つて、三日継続してやつて、何日かおいて、また次の土曜、日曜にかけて三日やるということにはならないかどうか。これは地方といたしましては大きな問題です。私も、地方でやっております。県の競馬ですが、しかしながらそのためにこの間兩方が降つたところが、もうそれがやれない。やれないとする、一つの六日間の競馬をやるために十四、五日もかかるようなことがあつたら経済的にも大へんなことになる。これはでたらめな放言であると

○稻富委員 さつきの私の質問に答弁

ない。さらにもう、あまりくだらぬこ

○原田政府委員 競馬の開催を土日、休日に自粛していくなど、という考え方でござりますが、この考え方そのものは、やはり事情の許す限りこれに沿つていただきたいというふうに考えてお

次の日曜、土曜まで待つ、こういうことは何から割り出した自粛であります。どうか。卑近な例であります。一つの例を申しますと、それならばそれらに類似したところのあるいはバチソコやいろいろなものがありますが、これは土曜、日曜と一休制限しております。あなた方はどうかといふと、土曜、日曜は休みだ、そこでその人が競馬に行く、そうでなければ、土曜でないときは、仕事日に行くことはいかぬといふのがあなた方のお考文でしようが、そういうことはしろうと考えます。あなた方は役人ですが、局長はどうであります。きょうは十曜、日曜だからおれは馬券買ひに行こうというようなことをあなた方は考えられておられる。だからどうも当らぬふうな自粛をやれということは、かえってそのために弊害を来たすんじやないか。自粛ということは、何かこの点に対しても非常に大きな弊害が伴う、であるからこれを自粛せよといふならばかかるけれども、私どもの考え方から申しますと、かえってそのために、自粛のために弊害が多くなるということを私は考えるのであります。もう一応お答えを願いたいと思います。

催しを行なうことが適當である。他のいふる平日においては勤労意欲と、いふるものに大へん支障を来たすから、そういうふうにやつたらいかがでしようか。なま殺しにしておくようなことをすると、やつておる人も非常な迷惑をする。私どもの地方では雨が降つてしようがない、そのために何回となく失敗をいたしておる。馬券を買おうとする人が、途中で雨が降つて戻つてしまくなつたなどと、かえつてその人の時間を費す。そして決して効果が現われておらぬ。だから競馬というものがやつては悪いならば、そういうまほんかなことを言つておらぬで、また今の法律も、作るならば、冒う者も売る者も罰するということを到底しなければ、そんなものを作つても何にもならない。隠れてやつているのはずっと前からある。競馬のみで、そういうものは、つかまれば非常な大きな罰則を食うことになり、今までになつておる。これは詐欺の一つとして今までつかまされた例がずいぶんある。私ども何十年先から知つておる。これはどうも絶えない。今ああい店を張つてもつかますことができないという法律なります。が、法律を作りましても、取締りの衝に當る人たちが懲戒であれば何にもならない。今あらためて聞いておきますが、両方罰する気持はないからどうか。さらによく私どもの地方においであります。

では、土曜、日曜の場合は、月曜とかあるいはその前日とか、祭日とか、そういうものが入れば申し分はないのですが、ありますけれども、特殊事情のところはその一日は差しつかえないというふうなお考えは当局にはありませんかどうか。これをはつきり答弁願つておきたい。

○吉川政府委員 大森委員の御質問は、むしろ大臣からお答えしなければならないような問題でござりますので、私は不十分ではございますが、私からお答えさせていただきます。

これは法律に規定してある問題ではございませんので、いわゆる閣議で決議でありますから、競輪等の問題について自衛を決議でございませんから、絶対的な問題ではございませんので、農林省としては競技の主催者側と十分話し合いたしまして、足並みをそろえて、自衛の決議で協力をしていただくというやり方をたどります。この運用の結果によつては、あるいは今後是正すべき問題があれば是正しなければならないと思いますが、これは主催者側と十分話し合いまして、大森委員の御心配になつておいでになるような点を何とかして調整をとつていただきたいと考えておりますから、どうぞ御了解を願いたいと思います。

○江田參議院議員 罰則で両方罰するようになつしないかということを重ねてお尋ねがございましたが、これは大森さん御承知のように、競輪の方も券ののみ屋が相当ございましたが、方だけ罰するという罰則ができまして、これによりまして大体この目的を達したように思いますので、私どもは

○綱島委員長 もう御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 それではこの際ちよと速記を一時やめまして、この席で即ちと事会を開きます。

〔速記中止〕

○綱島委員長 速記を始めます。

○綱島委員長 御異議なしと認め、弊だちに採決いたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認め、弊馬法の一部を改正する法律案について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○綱島委員長 起立総員。よつて本件は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なおお詫びをいたします。本案に付する衆議院規則第八十六條の規定による報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認め、本件は水産に関する小委員会において、本

○網島委員長 ただいまの件につきまして質疑または御意見等がございましたら、これを伺うことにいたします。

○足鹿委員 ただいまの水産業協同組

合法の一部を改正する法律案の小委員

長報告を聞いたのであります。御題旨はよくわかるようになりますが、御現在当委員会においては、御存じの

ように農業及び漁業災害補償制度に関する小委員会を設けまして、農業並びに漁業に関する災害補償制度の検討を続けておるのであります。先週の土曜日にも小委員会を開きました。まだ漁業問題には触れるいとまがありますが、これらの点についても十分検討を進める用意のあることは、委員各位にも、私小委員長として申し上げておきます。このような御計画があることはよく存じております。このよろづやく御意見をさらに詳細に、私どもの小委員会においてもお聞かせを願います。万遺憾なきを期したい。特に農業関係におきましては、若干事業の競合等で、同一農業団体の中にも必ずしも歓迎のできない事業競合関係等も起きて、紛争を起しておる事態もござりますし、これらとも十分にらみ合せて慎重な検討をしてみたいと思いますので、さように委員長においてお取り計らいを願いたいと思います。

以上、希望を申し上げておきます。

○網島委員長 災害補償制度に関する小委員長足鹿覺君から、右の小委員会において水産に関する小委員長の報告に関する件をいま一応具体的に検討してみたいたからという御意見がございましたが、これは一応両小委員長で御協議の上かかるべく進行方お取り計らいの上、その結

果を本委員会に御報告を願うようになります。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○網島委員長 御異議なければ、さよう決定いたしたいと存じます。

○網島委員長 この際理事の補欠選任についてお諮りをいたします。委員の異動に伴い、理事が一名欠員になつておりますので、その補欠を委員長において指名いたすことにして御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網島委員長 御異議なしと認めます。足鹿覺君を理事に指名いたします。

○網島委員長 明日は午前十時半より理事会、十一時より本委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十九分散会

〔参照〕

競馬法の一部を改正する法律案（參議院提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年六月十一日印刷

昭和三十年六月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局